

「子ども総合基本法案」

法案の6つのポイント

1. 子ども子育て予算を倍増させる！

法案には、「子ども施策に係る予算を対GDP比3%以上（現状より倍増）にする」ことを明記しています。

2. チルドレン・ファースト、子どもの権利を保障する

子どもの権利擁護委員会（子どもコミッショナー）という子どもの権利を擁護する独立機関の設置を法案に明記しています。

3. 子どもの意見表明権の確保

子どもの成長に応じて、子どもの意見を聴く機会と子どもが自ら意見を述べる機会を設け、その意見を子ども施策に反映させます。

4. 子どもから若者まで切れ目のない支援

妊娠、出産、育児及び子どもの成長に関する切れ目のない支援を行うとともに、これまで支援が届いていなかった中学校卒業後又は高等学校中退後に修学も就業もしていない子どもや若者も支援の対象としています。

5. 児童手当・児童扶養手当の拡充

児童手当（月1万円）を高校3年生まで延長し、昨年の法改正によって一部廃止となった特例給付を復活させます。また、児童扶養手当を月1万円加算し、ふたり親低所得世帯も月1万円の児童扶養手当の対象とします。

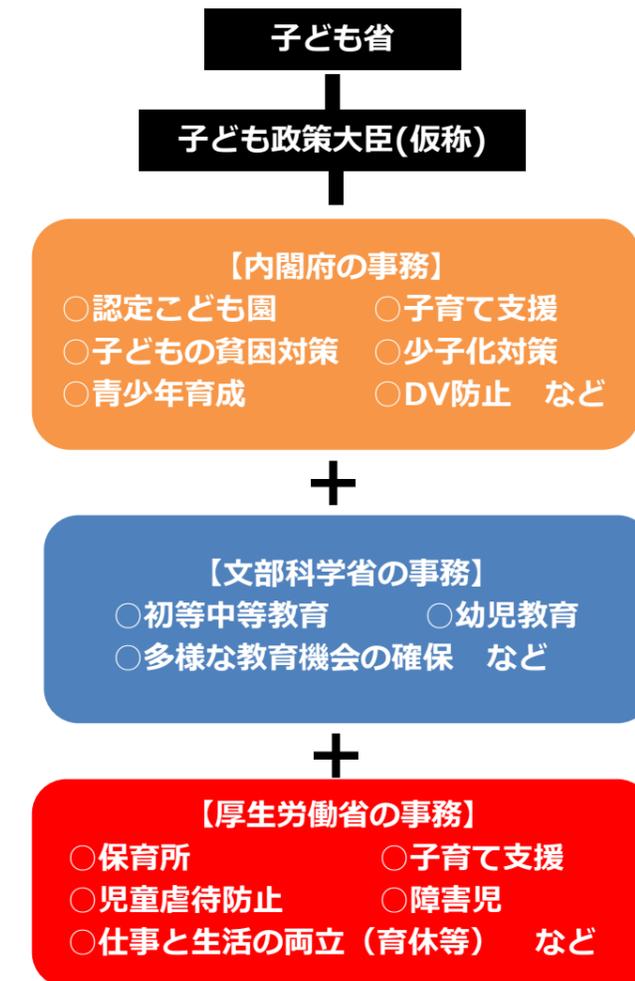
6. 子どもの貧困対策

子どもの貧困率を10年間で半減させることを目標に取り組みます。

「子ども政策」を一元的に担う新組織（案）

「子ども省」を新設する案

（内閣府・文部科学省・厚生労働省から「子ども政策」関係事務を抜き出して、新しい省を設置する案）



※現在の文部科学省の「初等中等教育」と「幼児教育」部分を子ども省へ移管した後も、組織名は「文部科学省」とする。

【子どもコミッショナーの設置について】

国及び地方公共団体は、子どもの権利を擁護するため、子どもの現状等に関する調査、子どもの意見の代弁その他の支援、行政機関に対する勧告等の権限を有する独立性が確保された機関を設置するものとする。